

平成27年（行ウ）第4号

石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄 外108名

被告 国

意見陳述書

2017年5月22日

長崎地方裁判所 御中

原告 炭谷 猛

私は炭谷猛です。生年月日は1950年〔昭和25〕11月13日で、66歳です。妻と長男、長男の妻、孫6歳、5歳、1歳の7人家族で暮らしています。長男夫婦は共稼ぎです。長女は同じ町内に嫁いで子供は4人で、次男は東大阪市に住んでいます。

また、私は川原（こうばる）地区の行政地区の総代も引き受けています。川原地区の上流残存地区の総代とも川流れであり交流もあり共存、共栄を図っています。この事は古い時代からダム反対についても同じで今も続いています。

私の家には先祖代々受け継がれて来た過去帳が有ります。その炭谷家累代葬儀には宝暦3年より葬儀の記録が記されています。この土地で代々受け継がれてきた水田、畑、そして山、川ましてや我が家の土地は代々受け継いで来て有ります。過去帳に記された30数名の先代が培ってきた我が家の歴史、田畑は今度は私が私の子、孫へと繋いで行くものだと思っております。

私は生まれてから今まで住所変更は行ったことは1度も有りません。高校を卒業して、町内の会社に就職しました。当時は一応名のあったグループの関連の会社でした。

私が25,6歳ごろには石木ダム反対の話がすでにあり、父は会社勤めの傍ら農業をしていましたが、ダム反対運動にも参加していました。そのため、私は我が家の跡を継ぐことにもなんら抵抗はありませんでした。私が29歳の時にダムの事で、世帯主の件で責任が問われる地区郷会があり世帯主を私が引き継ぎました。その頃から地区の副総代兼会計となり36世帯の世話もする事となりました。

32歳（1982年）の時には石木ダムの強制測量があり、大変な苦痛と困難、試

練そして怒りの一年間でありました。その時、長女7歳（小学1年）、長男1歳でした。

それから25年間ダム問題は収まる事が無く連日続く長崎県や佐世保市長の朝晩地区内での立ち連呼、立証活動、嫌がらせ、県職員の職場、自宅訪問等々の説得、勧誘、親戚までもが話しを出す、なんということだと私は人間不信になりそうでした。ダム、ダム、ダム、毎日の生活がダムに翻弄された日々でした。

私が石木ダムに絶対、いやどうしても納得出来ないのが、利水と治水の矛盾、そして私たちが住んでいる環境を壊すと言うことです。ダムは全てをなくし、地域を寸断して人間性さえも壊して行くものだと当時から絶対反対していました。

40年前に佐世保市が説明してきた針尾工業団地は短い期間で話も無くなり、人口は増える事もなく佐世保重工の仕事量は近年では減少しているにもかかわらず、水道局の今後需要が増えるという説明はどう考えても信じられないのです。ましてや10年以上も右肩下がりの実績がある中で何を信じられますか。

また、長崎県の言う川棚川の治水についてもダムがあれば洪水が防止出来ると宣伝しています。しかし、川棚町中心部の浸水は内水面氾濫であり川棚川の堤防越水ではありません。そして石木ダムの流域面積は川棚川のわずか11パーセントで、ましてや石木川は最下流支流であり傾斜度が高く短時間に海岸まで流れて川棚川の増流に影響を与える度合いは少ないのです。

以上の点を考えても、私は30数年以上前から石木ダムを作らねば成らない理由について考えてきましたが、未だに納得できないし、理解も出来ません。

これに加えて石木ダムが事業認定の土地収用法という公共の利益に値するとは絶対に、考えられないのです。公共の利益とはなんですか裁判長??

この土地収用法によって私たちの土地が水田が畑がそして私の家族が先代が営々と創ってきた我が家が、県の職員が遠くで調べただけで、知ってもいない収用委員が会議をするだけで、封筒の郵便物が所有者に送られるだけで、10数世代の先祖と今の家族が支えてきた財産が後1,2年で登記簿から、消えてゆくのです!!これが公共の利益の代償ですか裁判長!!

こんな理不尽な事があるでしょうか。私は納得出来ません。いや理解できません。

私達には我が家に、地域に、そしてここ故郷に住む権利があります。田を耕しこの土地で生きてゆく権利があります。

私達13世帯と木場地区地権者はたとえ土地収用がすんでしまっても、海岸線から距離5kmの小山に囲まれた、里山のこうぼるのホテルの里に住み続けます。

裁判長にお願いがあります。それは私達 13 世帯が暮らしている水没地区川原とダム残存地区の木場郷を是非審理期間中に視察を行って頂きたいとおもいます。宜しく願いいたします。是非、事業認定の取り消しをお願い致します。

以上で終わります。

以上